

令和6年度補正
畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業
事業の概要
(都道府県向け補助金)

1. 事業内容

畑作物産地における、持続的な畑作物産地体制の構築を図るため、労働力不足や病害虫の発生、気候変動、需要構造の変化など地域・品目ごとの環境変化への対応に向けた取組等を支援。

2. 事業実施主体

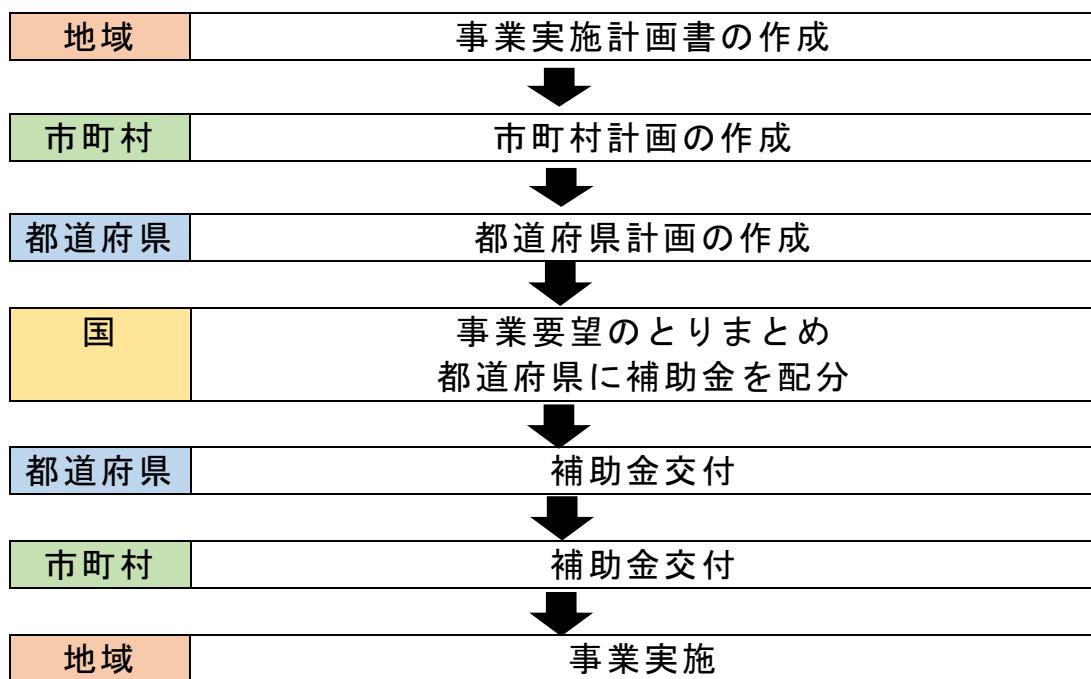
都道府県、市町村、農業者、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、民間事業者等（事業メニューにより異なります。）

3. 事業メニュー

(別記2)かんしょ生産構造転換産地づくり支援事業	p2 参照
(別記5)ばれいしょ生産構造転換産地づくり支援事業	p5 参照
(別記6)種ばれいしょの新産地形成支援事業	p7 参照
(別記7)種ばれいしょ生産の省力技術確立事業	p10 参照
(別記8)種ばれいしょの安定供給対策事業	p11 参照
(別記9)ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大事業	p13 参照
(別記10)豆類の安定生産等対策事業	p14 参照
(別記11)そばの安定生産安定供給対策事業	p16 参照
(別記12)なたねの品種転換に係る交雑防止対策事業	p19 参照
(別記13)病害虫まん延防止対策事業	p20 参照
(別記14)新たな生産体系確立支援事業	p22 参照
(別記15)労働負担軽減対策事業	p25 参照
(別記16)環境配慮型生産体系確立支援事業	p27 参照
(別記20)国産そばの新規需要拡大事業	p28 参照
(別記21)持続的な流通体系確立支援事業	p29 参照
(別記22)かんしょ生産拡大対策整備事業	p30 参照
(別記24)ばれいしょ生産拡大体制整備事業	p31 参照

取組要件等については、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金交付等要綱及び実施要領にてご確認願います。

4. 事業実施の主な流れ



5. 都道府県の予算額の配分

施設整備事業とそれ以外の事業に分けて配分する。

施設整備以外の事業については、事業計画の成果目標（ポイント）に応じて配分対象となる事業内容を決定し、予算の範囲内で配分する。

6. 各事業メニューの概要

I 畑作物生産性向上支援事業

(別記2) かんしょ生産構造転換産地づくり支援事業（補助率：定額、1/2以内）

①支援内容

需要に応じたかんしょの安定生産体制の構築に向けて、以下の取組に必要な経費を補助

a かんしょ省力生産体系モデル産地の育成

産地におけるかんしょ生産の省力化に資する新品種・新技術の導入実証、作業の外部化・集約化に向けた体制構築の実証等の取組を支援

b 産地と実需等が連携したかんしょの産地形成

産地と実需が連携し、用途に適した新品種・栽培技術の導入実証や試作品の開発、輸出拡大に資する貯蔵・輸送技術の導入実証等の取組を支援

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、民間事業者、コンソーシアム（※）

※生産者、農業協同組合又は農業協同組合連合会、実需者、都道府県又は市町村を必須の構成員とする。

③対象作物

かんしょ

④成果目標等

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

a の取組を行う場合

・10a当たりの総労働時間を10%以上削減

b の取組を行う場合、次に掲げる目標から1つ設定

・単位面積又は単位収量当たりの販売額を3.0%以上増加

・総出荷量に占める輸出向け出荷量又は総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を5.0ポイント以上増加

・総生産数量に占める契約取引の対象数量又は総作付面積に占める契約取引の対象面積の割合を10ポイント以上増加

⑤補助対象経費等

a 検討会等の開催経費、実証ほ場の設置・運営経費、調査・分析に係る経費（定額）、実証における作業委託に係る経費（1/2以内）

- b 検討会等の開催経費、実証ほ場の設置・運営経費、調査・分析に係る経費、試作品の開発経費、輸出に資する貯蔵・輸送技術の実証経費（定額）
- c 実証等に必要な農業機械等の導入・リース導入に係る経費（1/2以内）

⑥留意事項

a かんしょ省力生産体系モデル産地の育成

- ア 事業実施主体は、事業実施計画書の提出時に、地域で導入しようとする省力生産体系導入計画を添付するものとする。また、当該計画は、産地として導入する新たな省力生産体系の技術、農業機械等に関する内容（特徴、仕様等）、想定される効果、実証に参画する農業者等を記載することとする。
- イ 本事業の実施に当たっては、生産者、生産者団体、試験研究機関、機械メーカー、行政機関等の地域の関係者による連携体制を構築し、省力生産体系導入計画で導入を予定している技術等の実証、運営体制の検証、分析等に取り組むものとする。
- ウ 農業機械等の導入・リース導入を行う場合は、事業実施計画書及び省力生産体系導入計画に基づいて実施するものとする。
- エ 事業評価時に、評価シートに省力生産体系の導入の効果を内容とする報告書（省力効果、普及状況等）を添付して提出するものとする。

b 産地と実需等が連携したかんしょ産地形成

- ア 事業実施主体は、事業実施計画書の提出時に、産地と実需者が合意の上で作成した事業実施年度から目標年度までの3年間のかんしょ生産・販売計画を添付するものとする。また、当該計画は、イに規定する連携体制に参画している生産者が生産したかんしょを同体制に参画している実需者に供給する計画とする。
- イ 本事業の実施に当たっては、かんしょ生産者及び実需者を必須とする地域の関係者の連携体制を構築し、産地形成に向けた検討及び取組の推進を行うものとする。
- ウ 農業機械等の導入・リース導入を行う場合は、事業実施計画書及びかんしょ生産・販売計画に基づいて実施するものとする。
- エ 事業評価時に、評価シートにかんしょ生産・販売計画の実績（実証成果、生産・販売実績等）を添付して提出するものとする。

c その他

- ア 農業機械等の導入の取組を行う場合は受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。
- イ 農業機械については、本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。また、農業以

外に使用可能な汎用性の高い機械等の導入経費は補助対象外。

ウ 導入等を行う農業機械等の能力・規模が、受益面積等の範囲等からみて適正であること。また、既存の農業機械及び施設等の代替（いわゆる更新）ではないこと。

エ 本メニューにおいては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

(別記5) ばれいしょ生産構造転換産地づくり支援事業（補助率：定額、 1/2以内）

①支援内容

本事業は、需要に応じたばれいしょ生産体制を有する産地モデルの育成を図るために、次に掲げる取組を支援

a 実需と連携した産地モデルの育成

種ばれいしょの生産・確保から実需者への一般ほ産ばれいしょの供給まで一気通貫した生産体系を有する産地モデルの育成図るための経費を支援。

b 革新的省力化作業体系モデル産地の育成

ソイルコンディショニング栽培技術、多畝大型ハーベスター及び倉庫前集中選別等の大幅な省力化に繋がる作業体系の導入に向け、産地での導入実証等の取組を支援。

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、民間事業者、種ばれいしょの生産を行う公益社団法人・公益財団法人・一般財団法人、コンソーシアム（※）

※種ばれいしょの生産者、農業協同組合又は農業協同組合連合会、実需者、都道府県又は市町村を必須の構成員とする。

③対象作物

aの取組：種ばれいしょ及びばれいしょ

bの取組：ばれいしょ（種ばれいしょを除く）

④成果目標 及び 必須要件

【成果目標】事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

(aの取組)

- ・ばれいしょの実需者と連携した販売量の割合を2.0 ポイント以上増加
- ・種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加
- ・ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加
- ・ばれいしょの販売額を3%以上増加

(bの取組)

- ・新たに導入する省力化作業体系を構成する該当基幹作業の労働時間について既存作業体系と比較して10%以上削減

【必須要件】

(aの取組)

- ・種ばれいしょ及びばれいしょ生産・調達に関わる者、実需者及び都道府県を必須構成員とする協議体を設置・運営すること。
- ・事業実施年度を含む5年間の産地における「種ばれいしょの生産・調達及びばれいしょ生産・販売計画」（協議体構成員の役割分担を含む）を策定すること。

(bの取組)

- ・生産者、実需者、機械メーカー等の地域の関係者が参画した協議体を設置・運営すること。
- ・事業実施年度を含む3年間の「革新的省力化作業体系導入計画」を策定すること。
- ・事業の評価時に革新的作業体系導入の効果に関する報告書を提出すること。

(a、b共通)

- ・農業機械等の導入の取組及び別記24の取組を行う場合は、本事業の実施前に上記の5カ年又は3カ年の計画書を作成すること。

⑤補助対象経費等

- ・産地における合意形成に向けた協議体の運営等に必要な経費（a及びb、補助率：定額）
- ・技術研修やマニュアル作成等に係る経費（a及びb、補助率：定額）
- ・実証ほの設置等に必要な経費（bのみ、補助率：定額）
- ・農業機械等の導入に必要な経費（a及びb、補助率：1/2以内）

⑥留意事項

- ・農業機械等の導入の取組を行う場合は受益戸数が2戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。
- ・農業機械については、本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。また、農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等の導入経費は補助対象外。
- ・導入等する農業機械及び施設等の能力・規模が、受益面積等の範囲等からみて適正であること。また、既存の農業機械及び施設等の代替（いわゆる更新）ではないこと。
- ・本メニューにおいては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。
- ・aの取組を行う場合、種ばれいしょについては原則として事業実施地区内で調達すること。ただし、必要数量の種ばれいしょが地区内で調達できない場合には地区外の種ばれいしょ生産者又は種ばれいしょの流通事業者等との複数年契約等により事業計画の達成に必要な種ばれいしょの調達を担保すること。

(別記6) 種ばれいしょの新産地形成支援事業（補助率：定額、1/2以内）

① 支援内容

本事業は、種ばれいしょの安定供給体制を確立するために、次に掲げる取組を支援

a 新たな種ばれいしょ産地の形成の取組

新たな種ばれいしょ産地の形成に取組む産地・生産者に対し、技術の習得や農業機械の導入等に必要な経費を支援。

b 既存の種ばれいしょ産地における持続的生産体制の確立の取組

既存の種ばれいしょ産地において法人化等、産地組織化による持続的な種ばれいしょ生産体制の構築に向け、協議会の運営や農業機械導入等に必要な経費を支援。

② 事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、民間事業者、種ばれいしょの生産を行う公益社団法人・公益財団法人・一般財団法人、コンソーシアム（※）、農業者

※地方公共団体及び農業者を必須の構成員とする。

なお、bに取り組む者は、事業実施年度内に法人化や機械利用組合等の組織化を行う者又は事業実施年度の前年度に法人や機械利用組合等を設立した者を対象とする。

③ 対象作物

種ばれいしょ

④ 成果目標等

【成果目標】事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

(aの取組)

事業を実施した新たな種ばれいしょ産地から植物防疫法（昭和25年法律第151号）第13条第1項による指定種苗等として合格した種ばれいしょを供給。

(bの取組)

- ・種ばれいしょ生産の10a当たりの労働時間を3.0%以上削減
- ・種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加
- ・種ばれいしょの生産量を5.0%以上増加

【必須要件】

(aの取組)

- ・種ばれいしょ生産に関わる者、実需者、都道府県を必須構成員とする協議体を設置・運営すること。
- ・事業実施年度を含む5年間の種ばれいしょ生産・販売計画を作成すること。

(bの取組)

- ・種ばれいしょ生産に関わる者、実需者等の関係者が参画した協議体等を設置・運営すること。
- ・事業実施年度を含む3年間の持続的種ばれいしょ生産体制確立計画を作成すること。

(a、b共通)

- ・農業機械等の導入の取組及び別記24の取組を行う場合は本事業の実施前に上記の計画書を作成すること(a、bの取組とも)。

⑤補助対象経費等

- ・産地における合意形成に向けた協議体等の運営に必要な経費(a及びb、補助率：定額)
- ・技術研修やマニュアル作成等に係る経費(a及びb、補助率：定額)
- ・実証ほの設置等に必要な経費(a及びbのみ、補助率：定額)
- ・農業機械等の導入に必要な経費(a及びb、補助率：1/2以内)
- ・種ばれいしょ生産の開始に必要な経費(aのみ、補助単価：20,000円/10a(※))

※事業実施年産の作付面積のうち前年産から増加した面積を対象とする。

⑥留意事項

- ・農業機械等の導入の取組を行う場合は受益戸数が2戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。
- ・農業機械については、本体価格が50万円以上の農業機械等(アタッチメントを含む。)であること。また、農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等の導入経費は補助対象外。
- ・導入等する農業機械及び施設等の能力・規模が、受益面積等の範囲等からみて適正であること。また、既存の農業機械及び施設等の代替(いわゆる更新)ではないこと。
- ・本メニューにおいては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務

次官依命通知) の基準を適用しないものとする。

- ・ 北海道でaの取組を実施する場合は、種ばれいしょ生産を開始してから5年以内(生産実績の無い場合も含む)の農業者が種ばれいしょ生産の取組主体となる場合であり、かつ、その農業者が生産した種ばれいしょの提供を受ける農業者又は実需者がいること
- ・ 北海道でbの取組を実施する場合は、複数戸の種ばれいしょ生産者による作業の共同化を含む省力化に向けた取組であること。

(別記7) 種ばれいしょ生産の省力技術確立事業（補助率：定額）

①支援内容

種ばれいしょ生産の省力化や種ばれいしょの廃棄・転用率の低減に向けて、種いも切断作業やほ場見回り作業等の負担の軽減、次期作に向けた選別作業や貯蔵管理等の作業の省力化につながる新たな技術の実証等を支援

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、民間事業者、コンソーシアム（※）

※実需者及び農業者を必須の構成員とする。

③対象作物

種ばれいしょ

④成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1ヵ所以上に導入
- ・種ばれいしょ生産の10a当たりの労働時間を3.0%以上削減

⑤補助対象経費

- ・種ばれいしょ生産の省力化に資する新たな技術の実証及び当該技術で生産した種ばれいしょの品質評価等に要する経費（補助率：定額）

⑥留意事項

- ・受益農業従事者が5名以上であること。
- ・事業の一部分を委託する場合は、委託費は補助対象経費の額の50%未満とすること。
- ・当該技術の導入による省力化の効果について要因の分析を行った資料を作成し、事業実施状況報告書に添付するものとする。なお、期待される省力化効果が表れなかった場合には、その要因について分析を行うものとする。
- ・事業実施年度から目標年度の前年度までの間に事業実施状況報告書を提出する際に、実証結果の概要及び当該技術の導入に向けた取組状況等について報告すること。（必要に応じ、国や都道府県が実施効果等を調査）

(別記8) 種ばれいしょの安定供給対策事業

①支援内容

本事業は、種ばれいしょの安定供給体制を確立するために、次に掲げる取組を支援

- a 種ばれいしょの緊急増産
- b 種ばれいしょのり病率低減
- c 種ばれいしょの高温障害に対応した緊急増殖
- d 種ばれいしょ高温対策に係る機械・設備の導入

②事業実施主体

農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、種ばれいしょの生産を行う公益社団法人・公益財団法人・一般財団法人

③対象作物

種ばれいしょ

④成果目標及び必須要件

【成果目標】

事業実施年度の翌々年度（a, b及びdの取組）または事業実施年度（cの取組）を目標年度として、次に掲げる目標を設定。

（aの取組）

- ・種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加
- ・種ばれいしょの生産量を5.0%以上増加

（b及びdの取組）

- ・種ばれいしょの規格内率を、直近7中5年間の平均と比較して1.0ポイント以上増加
- ・種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加
- ・種ばれいしょの販売数量又は販売金額を3.0%以上増加
- ・ジャガイモリストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積が種ばれいしょ全体の作付面積に対して占める割合を6.0ポイント以上増加又は100.0%とする

（cの取組）

- ・取組を実施した種ばれいしょ産地から植物防疫法（昭和25年法律第151号）第13条第1項による指定種苗（以下単に「指定種苗」という。）として合格した種ばれいしょを供給すること

【必須要件】

- ・種馬鈴しょ検疫規程（昭和26年2月27日農林省告示第59号）第8条第2号の検査合格の基準を全て満たす原種ほ及び採種ほを対象とすること。
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）第13条第1項により指定種苗として合格した種ばれいしょを用いた取組であること。
- ・事業実施後4年間は、原則として事業実施前年度の作付面積とおむね同等の規模で種ばれいしょの作付面積を維持するか、事業実施前年度より増加させることとする（b及びcの取組）

⑤補助対象経費

（aの取組）

種ばれいしょ作付面積の拡大に伴って（※）、追加的に必要となる種いも切断作業やほ場見回り作業などの労働費、防除薬剤費及びウイルス株検定等の経費（補助単価：20,000円/10a）

※前年度からの増加分が対象

（bの取組）

種ばれいしょほ場におけるウイルスリ病率を0.1%未満に低減するために追加的に必要となるほ場見回り労働費、防除薬剤費及びウイルス株検定等の経費（補助単価：8,000円/10a）

※前年度からの増加分は対象としない

（cの取組）

令和6年産の原・採種ほ産の種ばれいしょを用いて、それぞれ令和7年に原・採種ほ産の種ばれいしょを再増殖するために追加的に必要となる労働費（種子の確保に向けた切り増し、規格外品等の活用による管理労力、ウイルスリ病率の低減等）、防除薬剤費、ウイルス株検定等の経費（補助単価：8,000円/10a）

（dの取組）

高温による種ばれいしょの品質低下の防止に資する機械・設備等の導入又はリース導入に係る経費（補助率：1/2以内）

⑥留意事項

- ・補助対象面積については、販売計画等に基づいた作付面積であることが確認出来る面積とすること。
- ・cの取組で対象としたほ場は、同時にbの取組でも対象とができるものとする。
- ・cの取組を実施した事業実施主体においては、dの成果目標の達成をもってbの成果目標に代えることができるものとする。

(別記9) ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大事業（補助率：定額）

①支援内容

持続的な畑作営農の確立に向けて、難防除病害虫の発生抑制を図るために導入する病害虫抵抗性品種の経費を支援

②事業実施主体

農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、種ばれいしょの生産を行う公益社団法人・公益財団法人・一般財団法人

③対象作物・品種と支援単価

【対象作物】ばれいしょ（種子用を除く）

【対象品種】ジャガイモシストセンチュウ抵抗性又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有するばれいしょ品種。（品種登録出願中又は品種登録出願が見込まれる品種候補を含む。）

【支援単価】3,000円/10a

④対象となる面積等

事業実施年度に収穫される病害虫抵抗性品種の作付面積のうち前年度から増加した面積

⑤成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・事業実施地区におけるばれいしょ作付面積のうちジャガイモシストセンチュウ抵抗性、又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積の割合を6.0ポイント以上増加又は100%とする
- ・ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加

⑥留意事項

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第13条第1項により指定種苗として合格した種ばれいしょを用いた取組であること。

(別記10) 豆類の安定生産等対策事業

ア 豆類の複数年契約取引（補助率：定額）

①支援内容

小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るため、複数年の契約取引を導入し実需者等と結び付いた供給体制を構築する取組を支援

②事業実施主体

農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、コンソーシアム
(※)

※地方公共団体、実需者及び農業者を必須の構成員とする。

③対象作物等

【対象作物】小豆、いんげん及び落花生

【支援単価】4,000円/10a

【補助金額】補助金額 = (A-B) ÷ C × D

A:事業実施年産の補助対象となる契約取引数量

B:事業実施前年産の補助対象となる契約取引数量

C:補助対象品目に係る地域の平均単収

D:支援単価

④成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・事業対象の豆の複数年契約取引数量が事業対象の豆の全体の取引量に対して占める割合を2ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の導入比率を2ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して3%以上増加
- ・事業対象の豆の新品種の作付面積が事業対象の豆の全体の作付面積に対して占める割合を4ポイント以上増加
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の集約面積が2%以上増加
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の合格率を現状（直近5中3年間）の値と比較して2ポイント以上向上
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の生産面積が2%以上増加
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の更新率を現状（直近5中3年間）の値と比較して1ポイント以上向上

⑤補助対象となる契約取引

次に掲げる基準を全て満たすものとする。

- ・は種前に取引契約を締結していること
- ・複数年（2か年以上）の取引契約を締結していること

- ・契約書において、品目、取引数量及び取引価格が定められていること
- ・受益農業従事者、事業実施主体及び実需者等の三者が契約主体となっていること

イ 豆類の新品種導入（補助率：定額）

①支援内容

小豆、いんげん及び落花生の安定生産を図るため、需要に応じた収益性・作業性等の向上に資する新品種を導入する取組を支援

②事業実施主体

農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、コンソーシアム
(※)

※地方公共団体、実需者及び農業者を必須の構成員とする。

③対象作物等

【対象作物】小豆、いんげん及び落花生

【支援単価】7,500円/10a

【対象面積】事業により新品種の導入を行う年産の取組面積から前年産の取組面積を除いた面積

④成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・事業対象の豆の複数年契約取引数量が事業対象の豆の全体の取引量に対して占める割合を2ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の導入比率を2ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して3%以上増加
- ・事業対象の豆の新品種の作付面積が事業対象の豆の全体の作付面積に対して占める割合を4ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の10アール当たりの労働時間を3%以上削減
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の集約面積が2%以上増加
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の合格率を現状（直近5中3年間）の値と比較して2ポイント以上向上
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の生産面積が2%以上増加
- ・事業対象の豆（種子用に限る。）の更新率を現状（直近5中3年間）の値と比較して1ポイント以上向上

(別記11) そばの安定生産・安定供給対策事業（※）

※いずれの取組においても、事業実施年産のそばのは種前に取引契約を締結している、又は、事業実施年産のそばのは種前に事業実施主体と実需者との間で需給に関する情報交換を行った上で収穫前に取引契約を締結していることを要件とする。

（ア）安定生産技術の導入（補助率：10/10以内、定額、1/2以内）

①支援内容

そばの安定生産を図るため、湿害対策等の新たな安定生産技術の導入に向けた次の取組を支援

- a 技術講習会・栽培実証
- b 湿害対策技術の導入
- c 湿害対策技術の導入に必要な農業機械等の導入

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、コンソーシアム（※）

※地方公共団体、実需者及び農業者を必須の構成員とする。

③対象作物

そば

④補助対象経費等（※）

- a そばの湿害対策等の技術の導入に向けた実証及び当該技術で生産したそばの品質評価等に要する経費。（補助率：10/10以内、補助金の上限：300万円）
- b 新たに湿害対策を導入する面積（補助率：2,000円/10a）
- c 新たに湿害対策を導入するために必要な農業機械等の導入、リース導入又は改良に要する経費（補助率：1/2以内、補助金の上限：1,000万円）

※a、b、cそれぞれで支援内容が重複する申請は不可。

⑤成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・事業実施地区におけるそばの10a当たりの収量を都府県の直近7中5平均以上とする（事業実施地区における10a当たりの収量の直近7中5年間の平均が都府県の直近7中5年間の平均を超えない地区に限る。）
- ・事業実施地区におけるそばの10a当たりの収量を直近7中5平均と比較して2%以上増加（事業実施地区における10a当たりの収量の直近7中5年間の平均が都府県の直近7中5年間の平均を超える地区に限る。）

⑥留意事項

- ・受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。

- ・農業機械 1台当たりの補助金の上限は1,000万円。
- ・本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。
- ・農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等の導入経費は補助対象。
- ・本メニューにおいては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。
- ・導入等する農業機械等の能力・規模が、受益面積等の範囲等からみ適正であること。また、既存の農業機械等の代替（いわゆる更新）ではないこと。
- ・事業実施主体は、費用対効果分析を実施して投資効率等を十分検討すること（導入に限る）。
- ・本事業で導入等する農業機械については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農產第2268号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用する。

（イ）そばの複数年契約取引（補助率：定額）

①支援内容

そばの安定供給を図るため、複数年の契約取引を導入し実需者等と結び付いた供給体制を強化する取組を支援

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、コンソーシアム（※）

※地方公共団体、実需者及び農業者を必須の構成員とする。

③対象作物等

【対象作物】そば

【支援単価】1,000円/10a

【補助金額】補助金額=A÷B×C

A:事業実施年産の補助対象となる契約取引数量

－事業実施前年産の補助対象となる契約取引数量

(kg、玄そば換算した出荷実績数量)

B:地域のそばの平均単収

(作物統計調査市町村別データの直近7中5)

C:支援単価

④成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・そばの複数年契約取引先を1者以上増加
- ・そばの出荷量のうち複数年契約取引数量の割合を2ポイント以上増加

⑤補助対象となる契約取引

次に掲げる基準を全て満たすものとする。

- ・事業実施年産を含む複数年（2か年以上）の取引契約を締結していること
- ・実需者との取引契約書において、品目（玄そば、抜き実などの取引形態を含む）、取引数量及び取引価格が定められていること
- ・事業実施主体とそば生産者との間で出荷契約が締結されていること

(別記12) なたねの品種転換に係る交雑防止対策事業（補助率：定額）

①支援内容

なたねのダブルロー品種の安定生産を図るため、品種転換時に他品種との交雑を防止する取組を支援

②事業実施主体

市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会

③対象作物等

【対象作物】なたね

【支援単価】3,000円/10a

④対象となる面積

事業実施年にダブルロー品種以外のなたねを生産した地区において、事業実施年には種するなたねを全てダブルロー品種（品種間の交雑防止のため、同一の品種に限る。）に転換する際に、なたねの野良生え対策を実施する面積とする。ただし、種子生産地域においては、なたねの野良生え対策を実施する面積とする。（ダブルロー品種は、きらきら銀河、キラリボシ及びペノカのしづくのいずれかであり、事業実施地区において同一の品種に転換する場合に限る。）

なお、事業実施地区において事業実施年に収穫したなたねの面積を上限とする。

⑤成果目標

事業実施年には種するなたねの面積に占めるダブルロー品種の割合を100%とする。

なお、事業実施地区内で作付されるなたねは、事業実施年度を含む5年間、原則、ダブルロー品種とする。

(別記 13) 病害虫まん延防止対策事業

ア ストックポイントを活用した病害虫まん延防止の取組（補助率：定額）

①支援内容

ストックポイント（集出荷の際のほ場からの土壌の移動による病害虫のまん延を防ぐため収穫物を一時的に堆積するための土場。以下同じ）を活用して、地域が一体となった病害虫まん延防止対策の取組を支援。

②事業実施主体

市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、地域農業再生協議会

③対象作物等

【対象作物】ばれいしょ、てん菜（※）、その他知事特認作物

※「てん菜方針」に沿った取組を行っている地域に限る

【支援単価】補助対象となるストックポイント100m²当たり26,000円

④対象となる面積

事業実施年度において新たに設置されるストックポイント（既存のストックポイントを拡大する場合は拡大分に限る）の面積

⑤成果目標等

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・地域で侵入・まん延が懸念される病害虫の新規発生率を10%以下に抑制
- ・地域でまん延が懸念される病害虫の被害発生率を直近の被害発生年と比較して5.0ポイント以上削減

⑥留意事項

- ・受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。

イ 病害虫まん延防止対策に係る実証（補助率：10/10以内）

①支援内容

気候変動に対応した病害虫抵抗性品種の導入など、新たな病害虫まん延防止対策に係る実証等の取組に必要な経費を支援。

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、民間事業者、コンソーシアム（※）

※地方公共団体、実需者及び農業者を必須の構成員とする。

③対象作物

小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ、かんしょ、てん菜（※）、その他の知事特認作物

※「てん菜方針」に沿った取組を行っている地域に限る

④成果目標等

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1ヵ所以上に導入
- ・地域で侵入・まん延が懸念される病害虫の新規発生率を10%以下に抑制
- ・地域でまん延が懸念される病害虫の被害発生率を直近の被害発生年と比較して5.0ポイント以上削減

⑤補助対象経費等

- ・畑作産地における病害虫まん延防止対策の推進に向け、気候変動に対応した病害虫抵抗性品種の導入など、新たな病害虫まん延防止対策の実証及び当該技術で生産した畑作物の加工品の試験製造・評価等に要する次に掲げる経費（補助率：10/10以内）
- ・1事業実施主体当たりの補助金の上限は1,000万円。

⑥留意事項

- ・受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。
- ・事業の一部分を委託する場合は、委託費は補助対象経費の額の50%未満とすること。
- ・事業実施年度から目標年度の前年度までの間に事業実施状況報告書を提出する際に、実証結果の概要及び当該技術の導入に向けた取組状況等について報告すること。（必要に応じ、国や都道府県が実施効果等を調査）

(別記14) 新たな生産体系確立支援事業

ア 新たな生産体系構築のための実証（補助率：10/10以内）

①支援内容

持続的な畑作生産に向けて、需要動向等に対応した輪作体系の導入など新たな生産体系の確立を図るために必要な実証等を支援

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、民間事業者、コンソーシアム（※）

※地方公共団体、実需者及び農業者を必須の構成員とする。

③対象作物

小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ、かんしょ、てん菜（※）、その他知事特認作物

※「てん菜方針」に沿った取組を行っている地域に限る

④成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・実証等を行った技術を当該技術が導入されていない地域1ヵ所以上に導入
- ・ばれいしょの導入比率を直近4年間の平均と比較して2ポイント以上増加
- ・ばれいしょの作付面積を直近4年間の平均と比較して3%以上増加・事業対象の豆の導入比率を2ポイント以上増加
- ・その他重要度が高いと認めた作物の作付面積の合計を、直近4年間の当該作物の作付面積の合計の平均より15.0%以上又は1ha以上増加（新規作物を導入する場合は1ha以上導入）

⑤補助対象経費等

- ・需要動向等に対応した輪作体系の導入など新たな生産体系の構築に必要な実証及び当該技術で生産した畑作物の加工品の試験製造・評価等に要する経費。（補助率：10/10以内）
- ・1事業実施主体当たりの補助金の上限は1,000万円。

⑥留意事項

- ・受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。
- ・事業の一部分を委託する場合は、委託費は補助対象経費の額の50%未満とすること。
- ・事業実施年度から目標年度の前年度までの間に事業実施状況報告書を提出する際に、実証結果の概要及び当該技術の導入に向けた取組状況等について報告すること。（必要に応じ、国や都道府県が実施効果等を調査）

イ 需要のある作物への転換に必要な農業機械等の導入（補助率：1/2以内）

① 支援内容

需要動向に対応した新たな生産体系の構築を図るため、需要のある作物への転換に必要な農業機械等の導入、リース導入又は改良に要する経費を支援。

② 事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、民間事業者、コンソーシアム（※）

※地方公共団体、実需者及び農業者を必須の構成員とする。

③ 対象作物

知事特認作物（※）

※主として畠地に作付けされる作物であって、以下の要件を満たすこと

- ・ 転換前の作物について、中長期的に需要が減少しており、今後も需要の回復が見込まれ難いこと。
- ・ 転換後の作物について、生産が需要を満たしておらず、今後も継続して需要が見込まれること。
- ・ 当該転換の推進により、需給や価格等の均衡が崩れるおそれのないこと。

④ 成果目標等

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を設定。

- ・ 転換する需要のある作物の作付面積の合計を、直近4年間の当該作物の作付面積の合計の平均より15.0%以上又は1ha以上増加（転換により新規作物を導入する場合は1ha以上導入）。

⑤ 留意事項

- ・ 受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。
- ・ 農業機械1台当たりの補助金の上限は1,000万円。
- ・ 本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。
- ・ 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等の導入経費は補助対象外。
- ・ 本メニューにおいては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。
- ・ 導入等する農業機械等の能力・規模が、受益面積等の範囲等からみて適正であること。また、既存の農業機械等の代替（いわゆる更新）ではないこと。

- ・事業実施主体は、費用対効果分析を実施して投資効率等を十分検討すること（導入に限る）。
- ・本事業で導入等する農業機械については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用する。

(別記15) 労働負担軽減対策事業

ア 基幹作業の外部化に向けた取組（補助率：1/2以内）

① 支援内容

豆類、ばれいしょ等の畠作物の適期作業を推進するため、基幹作業（※）の外部委託に要する経費を支援

※は種又は植付、中耕、防除、収穫に係る作業

ばれいしょの貯蔵庫前等における集中選別に係る作業

② 事業実施主体

市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、民間事業者

③ 対象作物

・小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ、かんしょ、てん菜（※）

※「てん菜方針」に沿った取組を行っている地域に限る

④ 成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・10a当たりの労働時間を3%以上削減
- ・ばれいしょの導入比率を直近4年間の平均と比較して2ポイント以上増加
- ・ばれいしょの作付面積を直近4年間の平均と比較して3%以上増加
- ・事業対象の豆の導入比率を2ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して3%以上増加
- ・てん菜の作付面積のうち直播栽培の割合を50.0%以上とする

⑤ 補助対象経費

・補助対象経費は、事業実施年産の前年産に比して増加した委託面積又は選別委託量相当額を上限とし、対象作物の基幹作業ごとに次の算式によるものとする。

・補助金額 = (A-B) × C × 1/2以内

A : 事業実施年産委託面積（又は量）

B : 前年産委託面積（又は量）

C : 事業実施年産の面積（又は量）当たり作業委託価格（税抜）

イ 省力作業機械の導入（補助率：1/2以内）

① 支援内容

畠作物の生産拡大やコスト低減のため、基幹作業の省力化・外部化に資する農業機械等の導入（※）、リース導入又は改良に要する経費を支援

※導入については作業受託面積の拡大に必要なものに限る。

② 事業実施主体

市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、民間事業者

③対象作物

小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ、かんしょ、てん菜（※）

※「てん菜方針」に沿った取組を行っている地域に限る

④成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・10a当たりの労働時間を3%以上削減
- ・ばれいしょの導入比率を直近4年間の平均と比較して2ポイント以上増加
- ・ばれいしょの作付面積を直近4年間の平均と比較して3%以上増加
- ・事業対象の豆の導入比率を2ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して3%以上増加
- ・てん菜の作付面積のうち直播栽培の割合を50%以上とする

⑤留意事項

- ・受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。
- ・てん菜については、移植栽培から直播栽培への変更または基幹作業の外部化のために必要な機械等に限る。
- ・農業機械1台当たりの補助金の上限は1,000万円。ただし、作業受託組織が事業実施主体となり、基幹作業を受託する場合にあっては、当該機械ごとの受益面積1haあたり60万円。
- ・本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。
- ・農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等の導入経費は補助対象外。
- ・本メニューにおいては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。
- ・導入等する農業機械等の能力・規模が、受益面積等の範囲等からみて適正であること。また、既存の農業機械等の代替（いわゆる更新）ではないこと。
- ・事業実施主体は、費用対効果分析を実施して投資効率等を十分検討すること（導入に限る）。
- ・本事業で導入等する農業機械については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用する。

(別記16) 環境配慮型生産体系確立支援事業（補助率：10／10以内）

①支援内容

持続的な畑作営農の確立に向けて、化学農薬や化学肥料の投入量を低減した栽培方法の実証等を支援

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、民間事業者、コンソーシアム（※）

※地方公共団体、実需者及び農業者を必須の構成員とする。

③対象作物

小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ、かんしょ、てん菜（※）、その他知事特認作物

※「てん菜方針」に沿った取組を行っている地域に限る

④成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・10a当たりの物貯費を5%以上削減する技術を当該技術が導入されていない地域1ヵ所以上に導入
- ・10a当たりの物貯費を当該地域の慣行栽培と比較して3%以上削減
- ・10a当たりの化学農薬の成分使用回数を当該地域の慣行栽培と比較して10%以上削減
- ・10a当たりの化学肥料の使用量を当該地域の慣行栽培と比較して10%以上削減

⑤補助対象経費等

- ・化学農薬や化学肥料の低投入型栽培技術の実証及び当該技術で生産した畑作物の加工品の試験製造・評価等に要する経費。（補助率：10／10以内）
- ・1事業実施主体当たりの補助金の上限は1,000万円。

⑥留意事項

- ・受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。
- ・事業の一部分を委託する場合は、委託費は補助対象経費の額の50%未満とすること。
- ・事業実施年度から目標年度の前年度までの間に事業実施状況報告書を提出する際に、実証結果の概要及び当該技術の導入に向けた取組状況等について報告すること。（必要に応じ、国や都道府県が実施効果等を調査）

II 畑作物加工・流通対策支援事業

(別記20) 国産そばの新規需要拡大事業（補助率：1/2以内）

①支援内容

産地と実需が連携した国産そばの新規需要拡大に必要な次の取組を支援

- a 国産そばに係るニーズ調査
- b 国産そばを活用した新商品の開発
- c 販路拡大のためのマッチング・PR

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、コンソーシアム（※）

※地方公共団体、実需者及び農業者を必須の構成員とする。

③対象作物

そば

④成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・連携先の実需における国産そばの使用量を2%以上増加
- ・連携先の実需における国産そばの使用割合を2ポイント以上増加
- ・国産そばを活用した新商品を1つ以上開発

⑤補助対象経費

- a 国産そばの新たな国内市場のニーズを把握するために必要な文献調査、ネット調査、消費者や企業等へのマーケティング調査等に要する経費（一部の食品製造事業者等における商品のPRを目的としたものは対象としない。）
- b 国産そばを活用した新商品の開発に必要な原材料、コンサルタント等の経費及び開発した商品の成分分析等に要する経費
- c 国産そばを活用した新商品の販路拡大に必要な見本市、展示会、商談会等の開催、開発した商品の広告宣伝、表示の変更、PR・プロモーション資材作成等に要する経費

⑥留意事項

- ・受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。

(別記21) 持続的な流通体系確立支援事業（補助率：10/10以内）

①支援内容

持続的な畑作生産に向けて、需要動向等に対応した新たな流通体系の確立を図るために必要な実証等を支援

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、民間事業者、コンソーシアム（※）

※地方公共団体、実需者及び農業者を必須の構成員とする。

③対象作物

小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ、かんしょ、てん菜（※）、その他知事特認作物

※「てん菜方針」に沿った取組を行っている地域に限る

④成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・実証等を行った技術を当該技術が導入されていない地域1ヵ所以上に導入
- ・当該品目の流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費）を5.0%以上縮減

⑤補助対象経費等

- ・需要動向等に対応した新たな流通体系の構築に必要な実証及び畑作物の加工品の試験製造・評価等に要する経費。（補助率：10/10以内）
- ・1事業実施主体当たりの補助金の上限は1,000万円。

⑥留意事項

- ・受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。
- ・事業の一部分を委託する場合は、委託費は補助対象経費の額の50%未満とすること。
- ・事業実施年度から目標年度の前年度までの間に事業実施状況報告書を提出する際に、実証結果の概要及び当該技術の導入に向けた取組状況等について報告すること。（必要に応じ、国や都道府県が実施効果等を調査）

Ⅲ 畑作物产地生産体制確立・強化整備事業

(別記22) かんしょ生産拡大対策整備事業（補助率：1/2以内）

①支援内容

かんしょ生産の省力化、効率化に向けて、苗増殖に係る労働負荷や労働時間の低減を目的に、地域の苗増殖拠点等の整備に必要な経費を助成

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、かんしょ加工品製造事業者、かんしょ集荷・販売事業者、協議会

③対象作物

かんしょ

④成果目標等

次に掲げる目標から1つ以上設定。

- ・10ha当たりの総労働時間を10%以上削減
- ・事業実施地区におけるかんしょの作付面積を5.0%以上増加

⑤補助対象経費等

種苗生産の省力化に向けた施設の新設や既存施設の改修のために必要な以下の施設の整備に係る経費（補助率：1/2以内）

- ・ウイルスフリー苗等の生産に必要な組織培養・順化施設
- ・かんしょ苗増殖施設
- ・かんしょ種いも増殖施設
- ・かんしょ種いも保管施設

⑥留意事項

本事業による設備等の整備に当たっては、事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、整備する対象である設備等の導入効果について、費用対効果分析を実施し、投資効率を十分に検討しなければならないものとする。

(別記24) ばれいしょ生産拡大体制整備事業（補助率：1/2以内）

①支援内容

種ばれいしょ産地の形成、ばれいしょの需要に応じた生産体系の構築及び近年の高温によるばれいしょの品質低下への対策に必要な以下の経費を支援。

- a 別記6の取組の事業実施主体が種ばれいしょの産地を形成するためには必要な保管施設等の整備に必要な経費。
- b 別記5の取組の事業実施主体が必要に応じた生産体制を構築するためには必要な保管施設等の整備に必要な経費。
- c 高温による種ばれいしょ及びばれいしょの品質低下への対策に資する施設の整備に必要な経費。

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、民間事業者、種ばれいしょの生産を行う公益社団法人・公益財団法人・一般財団法人、コンソーシアム（※）

※種ばれいしょの生産者、農業協同組合又は農業協同組合連合会、実需者、都道府県又は市町村を必須の構成員とする。

③対象作物

- aの取組：種ばれいしょ
- bの取組：種ばれいしょ及びばれいしょ
- cの取組：種ばれいしょ及びばれいしょ

④成果目標及び必須要件

【成果目標】事業実施年度の翌々年度（※）を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・ばれいしょの実需との販売量の割合を2.0ポイント以上増加
- ・種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加
- ・ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加
- ・種ばれいしょ又はばれいしょの販売額を3.0%以上増加
- ・貯蔵後配布前の腐敗等品質異常品の発生率を1割以上減少

※都道府県知事が必要と認める場合は事業実施年度を含む5年までの範囲内で設定可

【必須要件】

- (aの取組) 別記6の取組で作成する種ばれいしょ生産・販売計画又は持続的種ばれいしょ生産体制確立計画に基づいた計画とすること

(bの取組) 別記5の取組で作成する種ばれいしょの生産・調達及び
ばれいしょ生産・販売計画又は革新的省力化作業体系導入計
画に基づいた計画とすること。

⑤補助対象経費

- ・施設等の整備・改修に要する経費。(補助率: 1/2以内)
- ・a及びbの取組にあってはばれいしょの選別、保管、包装及び出荷の
いずれかの機能を有する施設等であること。

⑥留意事項

- ・施設等の整備規模に対して過大な整備費用となっていないこと。